

中華人民共和国中外合弁企業法

中華人民共和国主席令（第 48 号）

《全国人民代表大会の〈中華人民共和国中外合弁企業法〉の改正に関する決定》は中華人民共和国第九期全国人民代表大会第四回会議にて 2001 年 3 月 15 日採択されたことを、ここに公布し、公布の日より施行するものとする。

中華人民共和国主席 江澤民 2001 年 3 月 15 日

（1979 年 7 月 1 日第五期全国人民代表大会第二回会議にて採択、1990 年 4 月 4 日第七期全国人民代表大会第三回会議の《〈中華人民共和国中外合弁企業法〉の改正に関する決定》に基づき修正、2001 年 3 月 15 日第九期全国人民代表大会第四回会議の《〈中華人民共和国中外合弁企業法〉の改正に関する決定》に基づき第二回修正）

第一条 中華人民共和国は国際経済協力と技術交流を拡大するため、外国の会社、企業及びその他の経済組織或いは個人（以下、外国側合弁経営者と略称する）が、平等互恵の原則に基づき、中国政府の承認を経て、中華人民共和国国内に、中国の会社、企業或いはその他の経済組織（以下、中国側合弁経営者と略称する）と共同で合弁企業を設立することを許可する。

第二条 中国政府は法により、外国側合弁経営者が中国政府の承認した協議、契約、定款に従った合弁企業への投資、分配され得るべき利益及びその他合法的權益を保護する。

合弁企業の全ての活動は中華人民共和国の法律、法規の規定を遵守しなければならない。

国家は合弁企業に対し国有化や徴収を実行しない。特殊な状況下においては、社会の公共利益の需要に基づき、合弁企業に対し法律の規定に従い徴収を行い、かつ相応の補償を与えることができる。

第三条 合弁各者が締結した合弁協議、契約、定款は、国家対外経済貿易主管部門（以下、審査許可機関と略称する）に報告し審査承認を受けなければならない。審査許可機関は三ヶ月以内に承認或いは非承認を決定しなければならない。合弁企業は承認を経た後、国家工商行政管理主管部門で登録し、営業許可証を受領し、営業を開始する。

第四条 合弁企業の形式は有限責任会社とする。

合弁企業の登録資本の中で、外国側合弁経営者の出資比率は一般的に百分の二十五を

下回らない。

合弁各者は登録資本の比率に応じて利益分配を受けリスクと欠損を分担する。

合弁経営者の登録資本を譲渡する場合は、合弁各者の同意を得なければならない。

第五条 合弁企業各者は、現金、現物、工業財産権等をもって出資できる。

外国側合弁経営者が出資する技術と設備は、確実にわが国の需要に適合した先進技術及び設備でなければならない。故意に旧式の技術及び設備で欺き、損失をもたらしたものは、損失を賠償しなければならない。

中国側合弁経営者の出資は合弁企業の経営期間に提供する土地使用权を含めることができる。土地使用权を中国側合弁経営者の出資の一部としない場合は、合弁企業が中国政府に使用料を納めなければならない。

上記のそれぞれの出資は合弁企業の契約と定款に規定しなければならず、その価格（用地を除く）は合弁各者が協議の上取り決める。

第六条 合弁企業は董事会を設置し、その人数構成は合弁各者が協議して、契約、定款の中に規定し、かつ合弁各者が任命及び更迭する。董事長と副董事長は合弁各者が協議して決定する、或いは董事会が選挙の上決定する。中外合弁経営者の一方が董事長を務め、もう一方が副董事長を務める。董事会は平等互惠の原則に従い、合弁企業の重要問題を決定する。

董事会の職権は合弁企業の定款の規定に従い、企業の発展計画、生産経営活動計画、収支予算、利益処分、労働給与計画、営業停止、及び総経理、副総経理、総エンジニア、総会計師、審計師の任命或いは招聘及びその職権と待遇等といった、合弁企業の全ての重要問題を討論して決定する。

正副総経理（或いは正副工場長）は合弁各者がそれぞれ分担する。

合弁企業の従業員の採用、解雇、報酬、福利、労働保護、労働保険等の事項については、法に拠り契約の締結を通じて規定しなければならない。

第七条 合弁企業の従業員は法に従い労働組合組織を作り、組合活動を展開し、従業員の合法的權益を保護する。

合弁企業は当企業の労働組合に必要な活動条件を提供しなければならない。

第八条 合弁企業が得た粗利益は、中華人民共和国の税法の規定に従い合弁企業所得税を納付した後、合弁企業の定款に規定する準備基金、従業員奨励及び福利厚生基金、企業発展基金を控除し、純利益は合弁各者の登録資本の比率に基づき分配される。

合弁企業は国家の税金に関する法律と行政法規の規定に従い、減税、免税の優遇を受けることができる。

外国側合弁経営者が分配された純利益を中国国内に再投資する際は、納付済みの所得税の一部を還付申請することができる。

第九条 合弁企業は営業許可証により国家外国為替管理機関が外国為替業務の経営を許可する銀行或いはその他の金融機関に外貨口座を開設しなければならない。

合弁企業の外国為替に関する事項は、中華人民共和国外国為替管理条例に従い処理しなければならない。

合弁企業はその経営活動において、直接外国の銀行より資金を調達することができる。

合弁企業の各保険は中国国内の保険会社で加入しなければならない。

第十条 合弁企業が承認された経営範囲内で必要とする原材料、燃料等の物資については、公平、合理的の原則に従い、国内市場或いは国際市場で購買することができる。

合弁企業が中国国外に製品を販売することを奨励する。輸出製品は合弁企業が直接或いは合弁企業と関連のある委託機関が国外の市場に販売することができ、また中国の対外貿易機関を通じて販売することもできる。合弁企業の製品は中国市場で販売することもできる。

合弁企業は必要時には、中国国外に支店等の機関を置くことができる。

第十一条 外国側合弁経営者が法律及び協議、契約に規定する義務を履行した後分配されて得た純利益、合弁企業の期間満了或いは中止した際に得た資金及びその他の資金については、合弁企業の契約に規定された貨幣にて、外国為替管理条例に従い国外に送金することができる。

外国側合弁経営者が送金することができる外貨を中国銀行に預け入れることを奨励する。

第十二条 合弁企業の外国籍従業員の給与収入とその他正当な収入は、中華人民共和国の税法に従い個人所得税を納付した後、外国為替管理条例に従い国外に送金することができる。

第十三条 合弁企業の合弁期限は、それぞれの業種や状況に応じて、それぞれに取り決める。合弁期限を取り決めなければならない業種の合弁企業もあり、合弁期限を取り決めても取り決めなくてもよい業種の合弁企業もある。合弁期限を取り決める合弁企業で、合弁各者が合弁期限の延長に同意したものは、合弁期間満了の六ヶ月前までに審査許可機関に申請しなければならない。審査許可機関は申請を受取った日より一ヶ月以内に承認或いは非承認を決定しなければならない。

第十四条 合弁企業に重大な欠損、一方による契約と定款に規定する義務の不履行、不可抗力等が発生した場合、合弁各者の協議と同意を経て、審査許可機関に承認され、かつ国家工商行政管理主管部門で登録をして、契約を終了することができる。契約違反により損失をもたらしたものは、契約違反をした一方が経済責任を負わなければならない。

第十五条 合弁各者の間でもめごとが起き、董事会が協議して解決できない時は、中国の仲裁機関が調停或いは仲裁し、また合弁各者が協議してその他の仲裁機関にて仲裁することもできる。

合弁各者は契約に仲裁条項を定めていないもの、或いは事後に書面による仲裁合意に達しないものは、人民法院に起訴することができる。

第十六条 本法は公布の日より発効する。